

このたびの大雪凍結に関する漏水の特別減免について、ご案内いたします。

令和8年3月20日頃に行なうメーター検針の水量を基に計算します。

前年同月と比較した水量が異常な場合に減免措置いたします。

【減免対象者】

- ・漏水を確認していて、修繕工事をした方で減免申請された方。
(4月発行の請求書において減免した料金をご請求させていただきます。)
- ・漏水を確認していても、修繕工事を行わないと漏水が続きますので、その場合、減免申請を受理することができません。

【減免量】

- ・基本料金の水量を超えた超過水量分の1/2量を減免します。

例) 昨年3/20、2か月間で20m³使用だった方が、今年3/20検針の水量が漏水で60m³の場合。

60m³ - 40m³ (基本料金の水量) = 20m³ (超過水量)。

超過水量20m³の1/2の10m³分を減免します。

【注意点】

- ・使用量が基本料金の水量以内での減免はおこないません。
- ・水道料金の減免です。工事代金の補助ではありません。
- ・今回の減免申請対応は、4月30日(木)までです。
- ・別荘等で使用されない時、特に冬場は水道元栓を必ず閉めましょう！

※ ご不明点がありましたらご連絡ください。0557-51-2200 かんりセンター